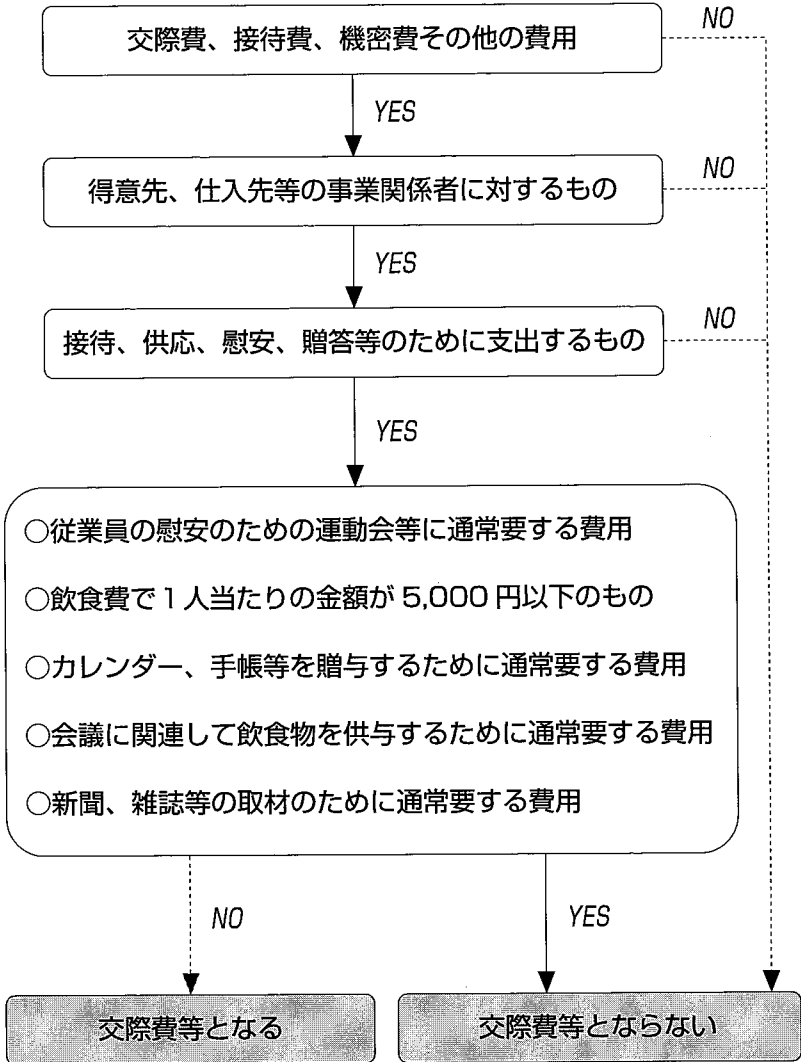


# 1 交際費等課税をめぐる形式基準

<形式基準のフロー>



## 形式基準

交際費は、企業が取引を円滑に遂行するための費用ですが、税法上は「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と規定し、一般通念上の交際費に比べて範囲の広いものとなっています（措法61の4③）。しかし、これらの行為のために支出するものの中には、寄附金、売上割戻し、広告宣伝費、その他交際費以外の性質を有するものもあるため、交際費等に含まれるか否かの形式的な判断基準が通達において示されています（措通61の4(1)－2等）。

また、平成18年度税法改正において従来から法令、通達で示されていた費用とは別に、1人当たり5,000円以下の一定の飲食費が交際費等の範囲から除外されました（措法61の4③二）が、これは金額の多寡により交際費か否かを形式的に判断するものに他なりません。

## 実質基準

交際費等の支出の態様は、法人が直接支出した交際費であると間接的に支出した交際費であるとを問いません。また、飲食等の費用を間接支出する場合の1人当たりの費用の額が5,000円以下であるかどうかは、原則としてその支出総額を参加人数で除して計算した金額によって判定します（措通61の4(1)－23）。

また、支出する交際費等とはその支出の事実があったものをいいますので、法人の経理方法にかかわらず、税務上は交際費等として認識することとなります（措通61の4(1)－24）。

## キーワード

### ▼損金不算入額

法人が支出する交際費等の額は、法人税法上は原則として損金の額に算入されません。なお、期末資本金が1億円以下の法人については、一定の金額が損金不算入とされます（措法61の4①）。

区 分	損金不算入額
原 則	支出額の全額
期末資本金が1億円以下の法人（注1）	①及び②の合計額 ① 定額控除限度額（注2）に達するまでの金額×10% ② 定額控除限度額を超える金額の全額

（注1） 大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上の法人等）との間に、その大法人による完全支配関係がある普通法人及び複数の完全支配関係がある大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人は除かれます（措法61の4①、法法66⑥二・三）。

（注2） 定額控除限度額

$$600\text{万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$$

## 留 意 点

交際費課税の対象となる交際費は社会通念上の交際費よりも範囲が広く、その支出先についてみると、得意先等の社外の者に限らず、役員、従業員等の社内の者に対するもの等も含まれます（措通61の4(1)～22）。なお、1人当たり5,000円以下の飲食費を交際費等の範囲から除外する規定は、役員若しくは従業員又はこれらの親族に対するものを

対象外としているため、社内交際費のような身内同士の飲食については金額基準によることなく、その支出に係る行為が交際費に該当するか否かにより判断することとなります。

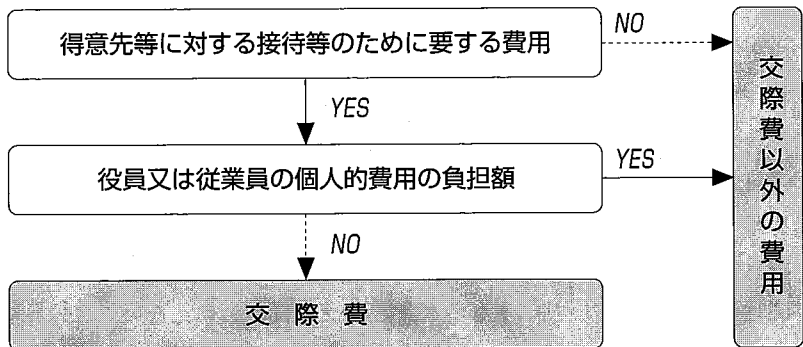
## ○役員結婚式、結婚披露宴の費用は、損金とは認められないとされた事例

### 事例

Mホテルにおける代表取締役Tの結婚披露宴費用を交際費として会計処理したところ、当該費用は代表取締役Tの個人的費用であり、同人に対する賞与に該当する旨、課税庁が主張した。

### 判断のポイント

役員等の結婚式は、本来私的行事であり、代表取締役Tの結婚披露宴は社会通念上私的行事と認識されます。たとえ、取引先及び同業者等を招待した事実が認められるとしても、それは代表取締役個人の社会的地位に基づくものというべきであり、その事実をもって結婚披露宴費用を事業遂行上の費用として法人が負担すべき理由はないものとするのが相当です。



④ 国税不服審判所裁判決昭45・12・17〔非公開裁決〕

## アドバイス

税務上の交際費等とは、「法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答等のために支出するもの」とされていますが、これは取引業者等を招待するという形式的な事実のみで判断するものではありません。本事例のように、たとえ取引業者等を招待した事実が認められたとしても、本来私的行事とされる役員の結婚披露宴費用は法人の業務遂行上の費用とは認められず、その費用は代表取締役T個人が負担すべきであるから、役員賞与として法人の所得計算上損金の額に算入できないと判断されています。

また、裁決の中で会社役員の葬式費用（社葬費用）については「死亡した役員等の生前の功勞に対し最後の饒（はなむけ）として当該会社がその費用を負担して挙げる儀式である」として、「故人の業務に従事した期間、その会社に対する功勞、その会社と同種の事業を営む法人で事業規模が類似するものの役員等に対する社葬費用等を考慮して、社会通念上妥当と認められる金額であれば法人の所得計算上損金の額に算入されるものと解される」との判断が示されています。

## 参考事例

○控訴人のいわゆる私的な行事により個人的満足を得るものは、接待等を受ける相手方であり、交際費を支出する接待者側が同席して個人的満足を得たとしても、それは交際費支出の目的ではなく、接待者側の個人的満足の主たる目的とする行事、すなわち、接待者側の個人にとっての私的行事のために支出されるものが会社の交際費といえないことは、いうまでもないところであり、控訴人の右主張は、右に反する限度で失当である。

（大阪高判昭52・3・18税資91・395）

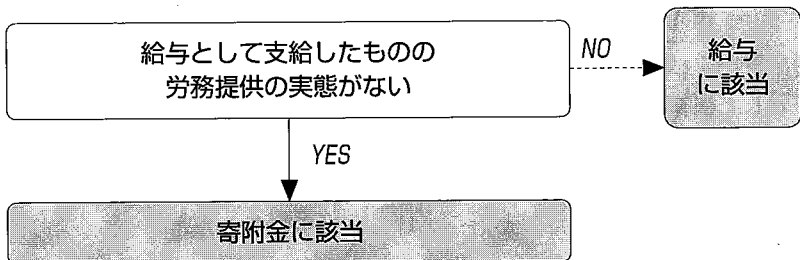
## ○失踪した従業員に対する給与が寄附金とされた事例

**事例** 法人に雇用されていた従業員が行方不明となり、同法人にとっては必要な従業員であったため、雇用契約が存続しているとして、その従業員の代理人である妻に失踪後も給与を支給し、それを損金に算入していた。しかし、当該給与の支給は、労務提供の対価ではないことから、寄附金に該当する旨、課税庁が主張した。

### 判断のポイント

従業員に対する給与が、その法人の所得計算上損金の額に算入されるのは、その従業員から提供された労務の対価として給与を支給するからにほかなりません。

本事例は、名義上はその従業員に対する給与であっても、その実質は、労務提供の対価として支給したものと認められないため、給与として損金の額に算入することはできず、その従業員の妻に対する寄附金とするのが相当です。



## アドバイス

従業員は、その法人の事業活動のために労務を提供するのであり、その対価として支給される給与は、その法人が収益を獲得するために必要な支出であることから、その法人の所得計算上損金の額に算入されます。本事例の控訴審である東京高裁昭和47年12月22日判決（税資66号1424頁）（控訴棄却）においても、従業員給与が損金の額に算入されるのは、「使用人の提供する労務が会社の所得に寄与するものであるため、労務の対価として支給される給料、諸手当が会社の営業経費と認められるからである。」としています。

これに対して、その支給がどのような名義であっても、その実質が、金銭等の贈与又は無償の供与で、広告宣伝費等の営業費に該当しないものであれば、原則として、法人税法上の寄附金として取り扱われます。本事例では「形式的に雇用契約があるとの一事により、右給料名義の支出が税法上すべてその名義どおりのものとして是認されるわけではない。」として、名義による画一的な取扱いを否定しています。

したがって、支給の名義（形式）を営業費とした場合でも、その実質が伴っていなければ、法人税法上は寄附金とされることになります。

## 参考事例

○原告が支払った金員は、A社に対する営業補償ではなく、原告がA社に対して法律上本件支払をしなければならない義務はないというべきところ、本件支払に係る金員は将来返還が予定されたものではないことが認められ、その他の事実を総合すれば、本件支払は、A社の従業員の退職金の原資とするために原告がA社に対して贈与したものと認められ、寄附金に該当する。

（東京地判平元・7・26税資173・398）